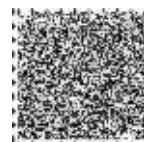


第4編 資料編

資料1	パブリックコメント実施結果……………	P82
資料2	計画策定の経緯等……………	P83
資料3	用語解説……………	P86



資料1 パブリックコメント実施結果

第4期青梅市地域福祉計画（素案）のパブリックコメントを実施しました。

1 実施期間

平成30年12月1日（土）から12月14日（金）まで

2 周知方法

- (1) 広報おうめ12月1日号
- (2) 市ホームページ

3 閲覧場所

福祉総務課、行政情報コーナー（市役所2階）、各市民センター、子育て支援センター、中央図書館、市ホームページ

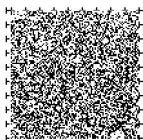
4 意見提出方法

市ホームページからダウンロードまたは閲覧場所で配布する意見用紙へ必要事項・意見を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出

- (1) 直接福祉総務課へ提出
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール

5 意見募集結果

期間中、意見等の提出はありませんでした。



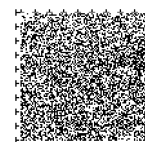
資料2 計画策定の経緯等

1 青梅市地域福祉計画検討委員会検討経過

年 月 日	区 分	内 容
平成 30 年 5 月 22 日	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定にあたっての背景について ・ 青梅市地域福祉計画策定の基本的な考え方について ・ 今後の進め方について
平成 30 年 10 月 4 日	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青梅市地域福祉計画の内容について
平成 30 年 11 月 8 日	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連団体等の意見聴取結果について ・ 青梅市地域福祉計画（30. 10. 15 現在初案）の修正等について
平成 31 年 1 月 16 日	第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果について ・ 第 4 期青梅市地域福祉計画（案）について ・ 第 4 期青梅市地域福祉計画概要版（案）について ・ 今後のスケジュールについて

2 青梅市地域福祉計画検討委員会部会検討経過

年 月 日	区 分	内 容
平成 30 年 6 月 29 日	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 回検討委員会の内容について ・ 地域福祉圏域等について ・ 地域福祉の現状と課題について ・ 基本フレームの設定について ・ 今後のスケジュールについて
平成 30 年 8 月 31 日	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分野別施策の検討について
平成 30 年 9 月 28 日	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青梅市地域福祉計画の内容について
平成 30 年 11 月 5 日	第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連団体等の意見聴取結果について ・ 青梅市地域福祉計画（30. 10. 15 現在初案）の修正等について
平成 30 年 12 月 27 日	第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果について ・ 第 4 期青梅市地域福祉計画（案）について



3 青梅市地域福祉計画検討委員会設置要綱

平成30年4月1日
実施

1 設置

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定にもとづく青梅市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に必要な事項の調査および検討ならびに実施状況の検証を行うため、青梅市地域福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の実施状況の検証に関すること。
- (3) その他委員会の設置目的を達成するのに必要な事項に関すること。

3 組織

委員会は、委員13人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

- (1) 委員長 健康福祉部長
- (2) 副委員長 市民安全部長および子ども家庭部長
- (3) 委員 防災課長、市民活動推進課長、福祉総務課長、生活福祉課長、高齢介護課長、障がい者福祉課長、健康課長、子育て推進課長、子ども家庭支援課長および教育総務課長

4 委員長の職務および代理

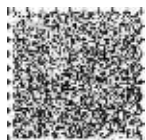
- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時委員として委員会に出席させることができる。

6 部会

- (1) 計画の策定に関する事項について調査および研究を行うため、委員会に部会を置く。
- (2) 部会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - ア 部会長 福祉総務課長
 - イ 部会員 第3項第3号に掲げる委員が属する課の職員のうちから委員長が指名する者
- (3) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- (4) 第2号の規定にかかわらず、部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を臨時部会員として部会に出席させ、意見を求めることができる。



7 報告

委員長は、青梅市長に対し、必要に応じて委員会の調査、検討経過および結果を報告するとともに、検証結果を報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、福祉総務課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

4 青梅市地域福祉計画検討委員会等委員

1 青梅市地域福祉計画検討委員会

区 分	役 職
委員長	健康福祉部長
副委員長	市民安全部長
〃	子ども家庭部長
委 員	防災課長
〃	市民活動推進課長
〃	福祉総務課長
〃	生活福祉課長
〃	高齢介護課長
〃	障がい者福祉課長
〃	健康課長
〃	子育て推進課長
〃	子ども家庭支援課長
〃	教育総務課長

2 青梅市地域福祉計画検討委員会部会

区 分	役 職
部 会 長	福祉総務課長
部 会 員	防災課主任
〃	市民活動推進課係長
〃	福祉総務課係長
〃	生活福祉課主任
〃	高齢介護課主任
〃	障がい者福祉課主任
〃	健康課主任
〃	子育て推進課係長
〃	子ども家庭支援課主任
〃	教育総務課係長



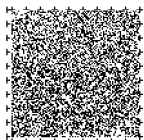
資料3 用語解説

あ行

用語	該当ページ	用語の説明
NPO	P6 ほか	Non Profit Organization の略 行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織のことです。特定非営利活動促進法（通称 NPO 法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになりました。

か行

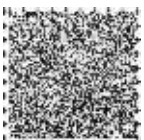
用語	該当ページ	用語の説明
介護予防	P21 ほか	要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、更には軽減することを目指すものです。
権利擁護	P27 ほか	障害のある人など、判断能力が不十分な人や日常生活に不安のある人が、地域社会で自立して生活するために、日常的な金銭管理や必要な福祉サービスの利用を支援することです。
高齢化率	P2 ほか	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合



用語	該当ページ	用語の説明
障害者差別解消法	P39	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国の行政機関、地方公共団体等および民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などを定めた法律です。全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としています。
人権尊重教育推進校	P28 ほか	東京都人権施策推進指針および東京都教育委員会の教育目標、基本方針にもとづき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるために、東京都が区市町村立学校および都立学校を指定しています。
人権の花運動	P38	主に小学生を対象とした啓発運動で、昭和57年度から実施されています。その内容は、学校に配布した花の種子、球根などを子どもたちが協力し育てることによって、生命の尊さを実感し、その中で豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的としたものです。また、育てた花を父母や社会福祉施設に届けたり、写生会、観賞会を開催したりすることにより、一層の人権尊重思想の普及高揚を図ることも趣旨の一つとなっています。
生活支援コーディネーター	P44 ほか	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を果たす役割を持つ人のことをいいます。
成年後見制度	P27 ほか	認知症などの理由で、判断能力が不十分な人の預貯金の管理（財産管理）や日常生活でのさまざまな契約（介護サービスや施設の入所に関する契約等）などを支援する制度です。



用語	該当ページ	用語の説明
地域共生社会	P2 ほか	<p>制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会をいいます。</p>
地域子ども・子育て支援事業(13事業)	P16	<p>子ども・子育て家庭を対象とする事業として、地域の実情に応じて取り組むものです。子ども・子育て支援法において、次の13事業が法定の事業とされています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者支援 2 地域子育て支援拠点事業 3 一時預かり 4 乳児家庭全戸訪問事業 5 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 6 ファミリー・サポート・センター事業 7 子育て短期支援事業 8 延長保育事業 9 病児・病後児保育事業 10 放課後児童クラブ 11 妊婦健診 12 実費徴収にかかる補足給付を行う事業 13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
地域福祉コーディネーター	P33 ほか	<p>個別の課題や地域のニーズを的確に把握し、行政や社会福祉協議会、福祉施設等と連携・調整しながら、福祉課題の解決に導く「つなぎ役」として、福祉専門職を対象にした研修を受け、地域福祉の知識・技術・能力を備えた人のことをいいます。</p> <p>制度の狭間で苦しんでいる人や既存の公的な福祉サービスだけでは十分な対応ができない人などに対し、地域福祉を育むことにより、地域の生活課題の解決に向けた取組を行います。</p>



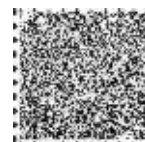
地域包括ケアシステム	P2 ほか	高齢者が、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制をいいます。
地域密着型サービス	P48	高齢者等ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、市町村内在住者を対象に提供するサービスです。施設などの規模が小さいので、利用者のニーズにきめ細かく応えることができます。

な行

用語	該当ページ	用語の説明
ノーマライゼーション	P28 ほか	障害のある人もない人も、その尊厳と権利において平等であり、地域の中で共に生きていくことができる社会を目指すという考え方です。

は行

用語	該当ページ	用語の説明
バリアフリー	P28 ほか	活動の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くことをいいます。
避難行動要支援者全体支援プラン	P61	<p>国は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓として、平成25年6月に災害対策基本法を改正し、高齢者や障害者などの要配慮者のうち、新たに避難行動要支援者にかかる名簿の作成を市町村に義務付けるなど、避難行動要支援者の支援対策の強化を図りました。</p> <p>青梅市避難行動要支援者全体支援プランは、本市における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、災害対策基本法にもとづき、避難行動要支援者の支援対策について、基本的な考え方や進め方を示したものです。</p>
PDC Aサイクル	P78	業務を円滑に進めるため「Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）」といった4段階の作業を継続して行う運営手法のことをいいます。



ま行

用語	該当ページ	用語の説明
まち・ひと・しごと創生総合戦略	P43 ほか	<p>国では、少子高齢化の急速な進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるため、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法を制定し、翌12月には、人口の現状と将来展望を示すまち・ひと・しごと創生長期ビジョンおよび長期ビジョンの実現に向けた5か年の施策の方向を示すまち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定しました。</p> <p>まち・ひと・しごと創生法において市町村は、国や都道府県の人口ビジョンや総合戦略を勘案して、地域の特色や地域資源を生かした住民に身近な施策を幅広く盛り込んだ市町村版総合戦略を策定するよう努めなければならないとされています。</p> <p>青梅市では、総合長期計画を基本とし、本市が有する地域資源を生かし、バランスのとれた人口構成とまちの活性化を目指した青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年12月に策定しました。</p>
民生委員・児童委員	P6 ほか	<p>民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行います。</p>

や行

用語	該当ページ	用語の説明
ユニバーサルデザイン	P28 ほか	<p>ユニバーサル＝「普遍的な」、「全体の」という言葉が示すように、「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢・障害の如何を問わずに利用することができるように施設・製品・情報を設計（デザイン）することです。</p>

